	沿角等が長却してその一令和二年二月五日。	一〇七二九) 一隻 川番匠川水系中川の河川区域内 時二十九分 四 保管した船舶等の返還船舶(船舶番号二九四— 佐伯市長島町一丁目地先の一級河 令和元年七月三十日午後二 四 保管した船舶等の返還 佐伯市復名町一丁目 二四〇九番六九	五八八一) 一隻 番匠川水系中川の河川区域内 九時三十二分 三白万亭入丁 十十二日)上寺、船舶(船舶番号二九四— 佐伯市駅前二丁目地先の一級河川 令和元年七月三十一日午前 令和元年八月二日午後五時十五分	が置されていた場所	形状及び にような、これで にような、 これで と六五四)及び杭 一式称又は種類、形状及び数量等 船舶(船舶番号二九四—	大分県知事 広 瀬 勝 貞 船舶及び桟橋 一式 一	公示する。 一次では、「お前等」という。)を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり 技橋 一基が工作物(以下「船舶等」という。)を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり 技橋 一基本月光(昭和三十才年光有第百万十七年)第七十五余第三項の規定はより勝ました船舶及		○告 示		の四の規定によ	き 示	7	大 分 上 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	令和元年 付機橋 一基 佐伯市駅前	毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集 九州凸版印刷株式会社 (定価 一箇年
の代金を保管し、又は当該船舶等を廃棄することがある。	兀	還一二四〇九番六九一佐伯港鶴名地区三号野稚場		た日時	水系中川の河川区域内佐伯市蟹田地先の一級河川番匠川	川番匠川水系中川の河川区域内佐伯市野岡町一丁目地先の一級河	"	"	"	水系中川の河川区域内佐伯市蟹田地先の一級河川番匠川	u u	u u	'	"	番匠川水系中川の河川区域内佐伯市駅前一丁目地先の一級河川	(定価 一箇年 三万八千八百八十円)
	乗 返還の	号野種	1 ch sim 1		時二十九分 令和元年七月三十日午後三	9年分 10年代月二日午後四:	五十六分 五十六分	令和元年八月 <i>一</i>	時二十九分	時十分 令和元年八月一	四十九分 四十九分	三分 令和元年八月二日午後二時	時十三分 時十三分 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	完十九分 三十九分 三十九分	三十一分	

令和元年九月十七日

大分県報 (告示)

瀬

勝

貞

三 四 おり公示する。 舶及び工作物(以下「船舶等」という。)を同条第三項の規定により保管したので、次のと 船舶 数量 名称又は種類、 大分県告示百八十七号 3 2 1 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の四第二項の規定により撤去した船 3 2 船舶等の保管場所 船舶等の保管を始めた日時 船舶等の名称又は種類、形状及び数量等 令和元年九月十七日 受けるべき所有者、占有者その他当該船舶等について権原を有する者の負担とする。 保管した船舶等の返還 受けるべき所有者、占有者その他当該船舶等について権原を有する者の負担とする。 船舶等を売却してその代金を保管し、又は当該船舶等を廃棄することがある。 佐伯市鶴谷町一丁目一二四〇九番六九 令和元年八月二日午後五時十五分 返還の申出及び問合せ先 費用負担 費用負担 電話 〇九七二一二二一三一七一 佐伯市長島町一―二―一 返還期限 電話 〇九七二一二二一三一七一 佐伯市長島町一―二―一 返還の申出及び問合せ先 船舶等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を 令和二年二月五日。ただし、令和元年十一月五日までに返還の申出がない場合には、 船舶等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を 一隻 形状及び 域内 佐伯市葛港地先の佐伯港の港湾区 大分県佐伯土木事務所管理·保全課 大分県佐伯土木事務所管理·保全課 放置されていた場所 佐伯港鶴谷地区三号野積場 大分県知事 広 令和元年八月二日午前九時 三十一分 瀬 撤去した日時 勝 貞 三 項の規定により、 項の規定により、 \equiv て通知があった。 て通知があった。 測量法 測量法 作業の期間 作業の地域 作業の種類 公共測量(基準点測量) 作業の種類 令和元年九月十七日 作業の期間 作業の地域 公共測量(基準点測量、 令和元年九月十七日 令和元年六月二十八日から令和二年一月十六日まで 宇佐市安心院町辻及び下毛地内 宇佐市安心院町大字筌ノ口地内 令和元年六月二十八日から令和二年二月十三日まで (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一 次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施につい 次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施につい 公公 水準測量 告 大分県知事 大分県知事 広 広

瀬

勝

貞